

令和2年4月15日

特定相談支援事業所 各位

芦屋市障がい福祉課

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う障がい福祉サービス・地域生活支援事業サービスの調整 及びモニタリング請求について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、居宅サービス、通所系サービス、入居系サービス等のサービスの実施に影響が出ていることを受け、厚生労働省より随時各サービスごとのサービス内容や請求関係について通知が届いているところです。

芦屋市障がい福祉課においても、厚生労働省からの通知をもとに、サービスの内容や請求について随時検討を重ね事務連絡の通知をしているところですが、今後利用者、事業所からの問い合わせが増える可能性がありますので、以下のとおり通知するとともに、適宜ご対応をお願いいたします。

### 1. 各様式・通知関係 情報掲載場所（芦屋市ホームページ）

厚生労働省からの通知関係及び芦屋市からの臨時的な取扱通知については、以下に一覧を掲載していますので、適宜ご確認ください。

《芦屋市 ホームページの掲載場所》

トップページ上段「健康・福祉・子育て」 → 「福祉」 → 「新型コロナウイルス感染症関連情報（社会福祉施設・事業所向け）」 → 「障がい福祉サービス事業者はこちらから」

### 2. 各サービスの臨時的な取扱いについて

芦屋市における各サービスの臨時的な取扱いについては次のとおりです。

Q … 問い合わせ・検討内容

A … 芦屋市取り扱い結果

#### (1) 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

Q：在宅支援（通所せず、在宅にて作業等を行い、事業所の職員が訪問もしくは電話等での支援を行うこと）の請求が認められるか

A：通所する事業所が感染者発生地域となり通所することが困難な場合に、在宅での支援メニューが確保され、事前に障がい福祉課まで届出を提出していることを条件に認める

※留意点として、請求については、通所系サービスとグループホームの日中支援加算は重複請求できないため、事前に事業所間で調整の上、報酬を按分する必要がある。

Q：在宅支援について、毎日ではなく隔週や隔日でもよいか

A：新型コロナウイルス感染拡大対応に関わる在宅支援であれば認める（以下「参考資料」参照）

参考資料

感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービス事業所におけるサービスの提供と、②当該通所サービス事業所の職員による利用者の居宅等のできる限りの支援を両方行うこととし、これら①と②のサービスを適宜組み合わせて実施することも可能か。

（答）可能である。

---

《参考芦屋市事務連絡》

4月6日付芦屋市事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所等における在宅でのサービス提供について」

---

《参考厚労省通知》

3月9日付「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」

4月9日付「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」

(2) 就労定着支援

Q：対面による面談を、電話・テレビ電話に変更しても算定できるか

A：電話支援を認めます。特別な届出は不要だが、事前に芦屋市への報告が必要となる

※支援記録には、[コロナウイルス感染拡大に伴い、電話による支援を行った]旨を記入すること（以下「参考資料」参照）

参考資料

(通知から抜粋)

利用者との対面による支援を月一回以上行うこととしているが、感染拡大防止の観点から、対面による支援が困難と市町村が認める場合は、就労定着支援事業者は利用者の同意を得たうえで電話連絡その他可能な方法によって就労定着支援の継続に努めていただくこと。

---

《参考厚労省通知》

3月9日付「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」

(3) 共同生活援助（グループホーム）

Q：日中活動に通所できない利用者が、日中時間 GH に滞在する場合に日中支援加算を算定できるか

A：通常の日中支援加算と同様の取扱いとするが、芦屋市に電話連絡の上、支援を行った日は実績記録票の備考欄に支援した内容を記載すること

※留意点として、請求については、通所系サービスとグループホームの日中支援加算は重複請求できないため、事前に事業所間で調整の上、報酬を按分する必要がある。

---

《参考厚労省通知》

4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」

(4) 移動支援事業

Q：移動支援事業において、外出自粛のため居宅支援を行うこと及び算定が可能か

A：条件付きで認める（詳細は4月14日付芦屋市事務連絡参照）

外出自粛のため、移動支援や同行援護サービスの利用は推奨しないが、サービス利用を妨げるものではない。外出自粛により、外出先で提供されうる食事、その他身体介護等について他に代わる居宅サービスの利用調整ができなかった者に限り、移動支援事業における居宅支援の算定を可能とする。

したがって、居宅介護サービスの利用調整が必要となり、計画相談員への連絡・相談が必要。

---

《参考芦屋市事務連絡》

4月14日付芦屋市事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う移動支援事業の取り扱いについて」

---

《参考厚労省通知》

3月13日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取り扱いについて」

(5) 通所系サービス（生活介護・自立訓練）
------------------------

Q：就労系以外の通所系サービスについて、通所を自粛している利用者に対し、電話や訪問等による相談支援を行った場合、通常のサービスを提供したのものとして報酬を請求できるか

A：厚労省通知のとおり、請求を認めるが、事前に対象者の届出が必要

※留意点として、請求については、通所系サービスとグループホームの日中支援加算は重複請求できないため、事前に事業所間で調整の上、報酬を按分する必要がある。

---

《参考芦屋市事務連絡》

4月14日付芦屋市事務連絡（新型コロナウイルスへの対応に伴う通所事業所（生活介護・自立訓練）における臨時的な在宅でのサービス提供について）

---

《参考厚労省通知》

4月9日付事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第4報））

### 3. 計画相談員のみなさまへのご依頼について

厚生労働省からの通知をもとに、芦屋市では「2. 各サービスの臨時的な取り扱いについて」に記載のとおりのお取り扱いとなりますので、利用者や事業者から取り扱いについての問い合わせがあれば障がい福祉障がい福祉サービス係までご案内ください。

特に、「2（4）移動支援事業」については、外出自粛に伴い移動支援サービスを在宅支援に切り替えることが可能となっておりますが、在宅支援に切り替えることができる対象者を限定しています（詳細は「4月14日付芦屋市事務連絡（新型コロナウイルスへの対応に伴う移動支援事業の取り扱いについて）」）ので、以下の支援依頼内容のとおり支援してください。

《支援依頼内容》

- ①移動支援の在宅支援について、移動支援事業所または利用者からの相談を受理。
- ②利用者と相談の上、居宅サービスの増量等を検討。
- ③利用者との相談結果を移動支援事業所に報告（電話）。
- ④受給者証の変更が必要な方は、7号支給量変更または1号計画変更を提出。

※利用開始日が至急の場合は、あらかじめ電話にてご相談ください。

※移動支援事業所は居宅介護支援事業所の指定を受けているため、新たな事業所調整が必要かどうかは当該移動支援事業所に指定申請状況によります。

## 基本的な相談・申請手順

### ①週間計画・モニタリング・(相談票)の作成

必要な内容は、別添計画相談支援相談票のとおり記入してください(提出は任意です)。

### ②①の週間計画・モニタリングを庁内便にて障がい福祉サービス係宛で送付

(至急の場合は、障がい福祉課代表までメールで送付してください)

※モニタリングに、詳細の内容が書ききれない場合は別添の相談票に記入し併せて送付してください。

### ③②を送付した旨を、障がい福祉サービス係(不在の場合は、下記担当者)に電話報告してください。

週間計画・モニタリング内容に確認したいこと等がある場合は、障がい福祉課から各相談員あてに電話を致します。審査が終わりましたら、受給者証を利用者あてに発行致します。

## 提出・連絡先

芦屋市障がい福祉課障がい福祉サービス係 (野田・北村・古家・長谷)

TEL 0797-38-2043 FAX 0797-38-2160

MAIL [syougai-fukushi@city.ashiya.lg.jp](mailto:syougai-fukushi@city.ashiya.lg.jp)

※不在時 障がい福祉課障がい福祉係 (馮(フォン)・木村・高野・川原)

## 4. サービス利用支援費・継続サービス利用支援費の請求について

「3. 計画相談員のみなさまへのご依頼について」に関連する相談だけではなく、新型コロナウイルス感染拡大に伴うサービス調整その他相談を行った場合は、追加モニタリングとして継続サービス利用支援費等の請求が可能です。

請求する際は、平常時と同様に、モニタリング報告書を提出してください。

サービス調整の結果、新規サービスの利用申請となる場合は、サービス利用支援費の請求とします。

## 5. 障害支援区分有効期間の延長について

すでに3月5日付事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて)にて、示されているとおり、コロナウイルス感染拡大に伴い、認定調査の実施が困難な場合は、支援区分の12か月の延長を行います。

### (1) 更新対象者

芦屋市での対応

①通常通り、認定調査のご案内

②利用者の意向を確認・施設/病院の面会可否を確認

③利用者からの拒否、延長の申し出、施設・病院からの面談却下があれば、区分を12か月延長

↓

R2年4月14日以降の芦屋市での対応

4月から6月更新対象者については、一律区分を12か月延長します。

### (2) 新規対象者

新規対象者について、調査は面談により行いますが、家族・事業所等の第三者・相談員への電話聞き取りにより実施する場合があります。

※個別ケースにより判断します